

令和2年10月30日

福島県知事
内堀 雅雄 様

緊急要望書

A L P S 処理水の処分方針について

福島県議会 県民連合議員会
会長 瓜生 信一郎

A L P S 処理水の処分方針について

東京電力福島第一原子力発電所の敷地内貯蔵タンクに保管されている放射性物質トリチウムを含んだ多核種除去設備等処理水(以下「A L P S 処理水」という。)について、政府は、処分方法を「海洋放出」とする処理方針を早期に決定するとされている。

しかしながら、漁業・農業関係者などからは、反対や風評を懸念する声が上がっており、県内の市町村議会においては、丁寧な意見聴取や風評対策を求め、また、A L P S 処理水の海洋放出反対や陸上保管の継続を求める意見書を可決するなどしている。

新型コロナウイルス感染拡大下にあって、A L P S 処理水の処分方法について、広く県民や国民の意見を聴き、議論する機会が得られたとはいえ、また、「事故炉」由来のトリチウムを含む液体放射性廃棄物の処分について「海洋放出」「大気放出」以外の選択肢の検討や議論がなされておらず、県民、国民の理解が十分に深まってはいない。

以上のとおり、世論が十分醸成^{よろん}されていない現状において、拙速な決定を行うことのないよう、下記のとおり要望する。

記

- 1 A L P S 処理水の処分方法については、県民をはじめ国民に対する説明と十分な議論を行った上での決定を国に求めること。
- 2 「海洋放出」や「大気放出」に加え、地上保管の継続、液体放射性廃棄物からのトリチウムの除去、放射能レベルの低減など、様々な処分方法を慎重に検討するよう国に求めること。
- 3 A L P S 処理水の処分方法の検討を丁寧に進めるとともに、風評被害対策についても明確にするよう国に求めること。